

中井町農業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業生産の総合的な振興を図るため、農業者が農業用資機材の購入等を行った場合に、その経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる農業者は、中井町に在住する農業者で10アール以上の農地について耕作の業務を営む者とし、申請に係る土地は町内の農地であることとする。

2 補助の対象となる事業は、別表第1のとおりとする。

3 補助対象期間は申請する年の前年の1月1日から12月31日までとする。

(補助金額の算出方法)

第3条 補助金額の算出方法は、事業に要した経費に別表第1に掲げる補助率を乗じた額を予算の範囲内で補助することとし、1世帯当たり10万円、認定農業者は20万円を限度額とする。また、申請回数は1回とする。

ただし、茶業振興補助事業に係る補助及び町長が特別に認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の申請額とする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるとおり補助対象事業ごとに中井町農業振興補助金交付申請書兼実績報告書により別表第2に掲げる書類を添付し補助対象期間の翌年の1月4日から1月31日（休日等の場合は翌開庁日）までに、申請するものとする。

(1)有機農法等補助事業(第1号様式)

(2)鳥獣被害対策補助事業(第2号様式)

(3)認定農業者支援補助事業(第3号様式)

(4)茶業振興補助事業(第4号様式)

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請された内容等について審査

し、補助の対象と認め補助金額を決定した場合、中井町農業振興補助金交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条 申請者は、補助金の交付額決定の通知があったときは、中井町農業振興補助金交付金請求書（第６号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第７条 町長は、前条の規定により提出された中井町農業振興補助金交付金請求書を受理し、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付補助金の全額又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１２月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第 1

補助対象事業名及び事業内容	補助対象（注3）	補助率等
1．有機農法等補助事業（注1） 有機農業の推進に関する法律に基づき農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いるために必要な資機材	有機肥料・微生物資材・土壌改良材・光合成細菌・その他被覆等資機材等	費用の 1 / 2 以内
2．鳥獣被害対策補助事業（注2） 農作物を鳥獣の被害から防ぐ効果を持つ資機材の他、小型獣類の捕獲器の購入費用	防鳥ネット・有害小型獣類捕獲器・電子防除機等（注2）	費用の 1 / 2 以内
3．認定農業者支援補助事業 本町の認定農業者が全国認定農業者研修会に参加する場合の交通費用	交通費用	費用の 1 / 2 以内
4．茶業振興補助事業 町茶生産組合が行う茶葉鮮度保持事業の費用	保冷車レンタル費用（補償料等含む）	事業に要した経費 （限度額 30万円）

注1 緑肥については国の施策である環境保全型農業直接支援対策事業の採択基準に満たないものについてのみを対象とする。使用する資機材等は、製造・販売メーカーを問わず、その目的を果たすものと認めるものを対象とする。

注2 小型獣類捕獲器等の購入に係る補助は、交付申請書に農作物の被害状況の写真等資料を添付すること。また電子防除機は個人及び団体どちらも対象者とみなす。

注3 補助対象として記載されていない資機材については、補助の対象にならないものがあるため、事前に産業環境課へ確認すること。

別表第2

補助対象事業名	交付申請及び実績報告書添付資料	提出様式	提出期間
1. 有機農法等補助事業	・資機材のわかるもの（納品書等） ・作付面積等がわかるもの ・領収書等	第1号様式	1月4日から1月31日まで。（休日等の場合は翌開庁日）
2. 鳥獣被害対策補助事業	・資機材のわかるもの（納品書等）、捕獲器等については見積書や製品のわかるもの ・領収書等 ・他補助金額のわかるもの	第2号様式	
3. 認定農業者支援補助事業	・行程表 ・旅費に係る運賃のわかるもの（領収書等）	第3号様式	
4. 茶業振興補助事業	・領収書等	第4号様式	事業完了日から1月31日まで。（休日等の場合は翌開庁日）